

CGネットセミナー



SUMITOMO MITSUI
TRUST BANK

2017年6月株主総会の総括と 来年の展望について

・ 95年 96.2%

・ 増資

・ 6A-17H.

2017年6月株主総会

2017年9月26日
三井住友信託銀行
証券代行コンサルティング部
担当部長 斎藤 誠

Copyright © 2017 SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

5. 質問内容

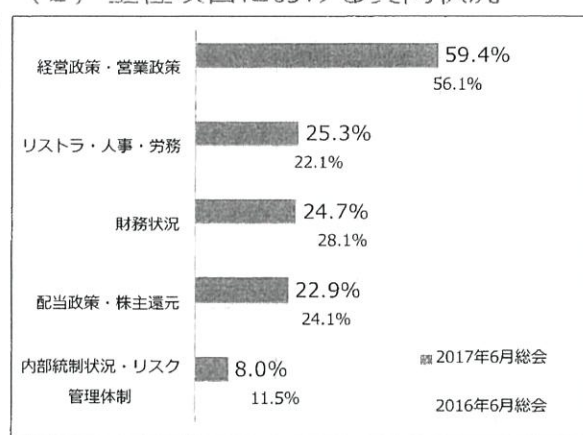
(1) 質問の傾向

質問項目	2017年6月		(ご参考) 2016年6月	
	社数	割合	社数	割合
経営政策・営業政策	483社	59.4%	482社	56.1%
リストラ・人事・労務	206社	25.3%	190社	22.1%
財務状況	201社	24.7%	241社	28.1%
配当政策・株主還元	186社	22.9%	207社	24.1%
内部統制状況・リスク管理体制	65社	8.0%	99社	11.5%
子会社・関連会社関係	63社	7.7%	55社	6.4%
株価動向	61社	7.5%	91社	10.6%
株主総会の運営方法等	59社	7.3%	75社	8.7%
社外役員関係	39社	4.8%	58社	6.8%
役員報酬・賞与	35社	4.3%	48社	5.6%
クレーム・事件・事故	27社	3.3%	20社	2.3%
環境問題・社会貢献	16社	2.0%	21社	2.4%
会計監査人関係	9社	1.1%	13社	1.5%
監査役等の関係	8社	1.0%	8社	0.9%
増資・資金調達	7社	0.9%	8社	0.9%
買収防衛策	7社	0.9%	4社	0.5%
震災関係	4社	0.5%	0社	0.0%
役員の兼務の状況	3社	0.4%	2社	0.2%
役員退職慰労金	1社	0.1%	4社	0.5%
政治献金・寄付金	0社	0.0%	0社	0.0%
意見	25社	3.1%	31社	3.6%
その他	124社	15.3%	110社	12.8%
(無回答)	38社	4.7%	42社	4.9%
質問なし	189社	23.2%	228社	26.5%
合計	813社		859社	

＜出所＞ 2017年6月に株主総会を開催した弊社グループご委託会社のうち、アンケートにご回答いただいた813社の状況。

Copyright © 2017 SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

(2) 上位項目における質問状況



- ・ 「質問なし」の割合は23.2%と前年比3.3ポイント減少した。
- ・ 上位の質問項目の割合については、「経営政策・営業政策」が前年比3.3ポイント、「リストラ・人事・労務」が同3.2ポイント増加した一方、「財務状況」が前年比3.4ポイント、「配当政策・株主還元」が同1.2ポイント、「内部統制状況・リスク管理体制」が同3.5ポイント減少した。

7. 機関投資家の議決権行使動向

(1) 議決権行使率

＜主な所有者別行使状況＞

信託銀行		外国人		個人	
行使率	前年比	行使率	前年比	行使率	前年比
96.1%	+ 0.3%	73.9%	+ 1.2%	35.9%	▲ 0.6%

＜出所＞ 弊社グループご委託会社977社のうち、行使率が把握できた828社の状況。

(2) 主な議案トピックス

(ア) 取締役選任議案

機関投資家による反対が多くみられた主な事例としては、①業績基準に抵触した（ROEや配当性向が一定の数値基準を下回る）ケース、②社外取締役が複数（あるいは3分の1）以上選任されていないケース、③社外取締役に独立性が認められないケースが挙げられる。社外取締役の独立性基準としては、

(i) 大株主・親会社（発行済株式総数の10%以上あるいは大株主10位まで等）、(ii) 主要な借入先、

(iii) 主要な取引先、(iv) 顧問契約のある弁護士事務所・会計士事務所、(v) コンサルティング契約のある企業、

(vi) 株式の持ち合い先、(vii) 役員の相互派遣先、(viii) 親族等

をチェックポイントとしている。

その他の反対事例としては、④社外取締役の出席率基準（75%未満が目安）、⑤合理的な理由がない社内取締役の増員、⑥適正規模でない取締役会の員数（5～20名程度内が目安）、⑦社外取締役の長期在任（8～10年以上）、⑧不祥事・反社会的行為の発生等が挙げられる。

(イ) 監査役選任議案

反対事例としては、「社外監査役としての独立性がない」と判断されるケースが最も多くみられた。

ISSは、社外取締役に対して独立性を求めているが、社外監査役には独立性を求めていることから、国内外の機関投資家から反対が多くみられた。特に大株主・主要な借入先・取引先・顧問契約のある弁護士事務所または会計監査人、寄附行為があった大学等の出身者に対して反対する事例がみられた。

(ウ) 役員報酬関連議案

① 賞与支給議案

- ・日本企業の場合、支給金額が過大と判断して反対を行使する機関投資家はほとんどみられなかったが、業績の低迷、ROEあるいは配当性向の低さ、不祥事の発生等を考慮して反対するケースがみられた。また、キャッシュリッチ企業の場合で、剰余金の処分が不十分と判断されるケースにも反対がみられた。
- ・グラスルイスは、社外取締役および監査役（社内外を問わず）に支給する場合、反対を推奨しており、同様の基準を持つ国内機関投資家もみられた。

② 信託型株式報酬制度

- ・信託型株式報酬制度の導入に関する議案については、具体的な議決権行使基準が明確に定められていないため、一般的には「報酬型ストックオプション」（いわゆる1円オプション）プランの基準を準用するケースがみられる。なお、チェックポイントとしては、①希薄化率、②交付対象者、③交付時期、④交付を可能とする業績条件等である。
- ・こうした議案に対し機関投資家からの反対はそれほどみられなかったが、希薄化を招くため反対するケースがあった。

(エ) 買収防衛策議案

海外の機関投資家は原則反対の立場であり、さらに今年5月に入って買収防衛策議案に対する基準を厳格化した国内機関投資家があったことから、更新を見送る企業が増加した。

また、事前に機関投資家に対して個別訪問やエンゲージメント活動を実施し、賛成票の積み上げを図る企業が増えた。

9. 株主提案権の行使状況

(1) 全般的状況

- ・40社・212議案が付議（前年は37社・167議案が付議）され、前年に続き過去最多社数・最多議案数を更新。
- ・40社中、前年に続いて株主提案があった会社は23社、新たに株主提案があった会社は17社。
- ・業種別では、金融機関が前年比3社増加、電力会社およびその他事業会社は前年と同社数。
- ・議案別では、定款変更議案が前年比44議案増加（173議案・81.6%）、取締役・監査役解任議案が同10議案増加（16議案・7.5%）。一方、剰余金処分議案は前年比3議案・その他（自己株式の取得等）は同5議案減少。
- ・株主提案に係る議案は、1社・1議案（取締役1名選任の件・賛成率58.64%）が可決、その他はすべて否決。

＜株主提案権の行使状況（カッコ内は議案数）＞

	2017年6月	2016年6月	増減
社数	40 (212)	37 (167)	+3 (+45)
業種別			
電力会社	9 (70)	9 (73)	±0 (-3)
その他事業会社	23 (81)	23 (77)	±0 (+4)
金融機関	8 (61)	5 (17)	+3 (+44)

＜株主提案議案の内訳（カッコ内は割合）＞

議案	2017年6月	2016年6月	増減（ポイント）
定款変更	173 (81.6%)	129 (77.2%)	+44 (+4.4)
剰余金処分	8 (3.8%)	11 (6.6%)	-3 (-2.8)
取締役・監査役選任	10 (4.7%)	11 (6.6%)	-1 (-1.9)
取締役・監査役解任	16 (7.5%)	6 (3.6%)	+10 (+3.9)
その他	5 (2.4%)	10 (6.0%)	-5 (-3.6)
合計	212 (-)	167 (-)	+45 (-)

(2) 株主提案に対する賛成率

- ・賛成率が10%以上の議案数は56件（前年比8件増加）、そのうち27件については20%以上の賛成率となり（前年比11件増加）、高い賛成率となる株主提案議案が増加した。
- ・剰余金の配当等の決定機関を取締役会とする規定から「株主総会の決議によらず」の文言を削除する定款変更議案（最高賛成率43%）や役員報酬の個別開示を求める定款変更議案（同42.94%）、また、相談役・顧問を置かない旨の定款変更議案（同30.51%）については高い賛成率が見られた。

(3) 提案株主の属性

- ・提案株主の属性は個人株主によるものが多数を占めた。
- ・投資ファンドによる株主提案があった会社は6社（招集通知等で判明したもの・前年比1社増加）で、取締役選任議案（可決事例）や剰余金処分に関する議案等が提案された。

Copyright © 2017 SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved. 14

SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

(3) 信託名義にかかる実質株主の総会出席要請への対応

＜実質株主の総会出席要請に対する所定の方針＞

CGコード ▶ 補充原則1-2⑤

項目	2017年6月	
	社数	割合
ルートA：総会基準日までに単元株所有者になった場合のみ、名義株主の代理人としての総会出席を認める	71社	8.7%
ルートB：名義株主の代理人としての総会出席は認めず、傍聴のみ許可する	210社	25.8%
ルートC：特別な事情がある場合に限り、名義株主の代理人としての総会出席を認める	26社	3.2%
ルートD：定款変更を行い、名義株主の代理人としての総会出席を認める	0社	0.0%
所定の対応方針を定めていない	453社	55.7%
（無回答）	53社	6.5%
合計	813社	100.0%

- ・信託名義にかかる実質株主から株主総会への出席要請があった場合に、所定の対応方針を定めている会社は「ルートB 傍聴のみ許可する。」と回答した会社が210社（25.8%）であり、最も多かった。
- ・実際に出席要請があったとする会社は22社（2.7%）であり、実質株主が株主総会に出席したという会社は8社（0.9%）であった。

(4) コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応

＜CGコードを踏まえた対応＞（複数回答）

項目	2017年6月	
	社数	割合
中期経営計画を、株主総会で説明した	177社	21.8%
コーポレート・ガバナンス体制について、株主総会で説明した	36社	4.4%
事業報告をより分かりやすく説明するための工夫（ビジュアル化の導入、改良等）をした	381社	46.9%
社外取締役、社外監査役への質問に対し、自ら回答させる方針とした	161社	19.8%
その他	98社	12.1%
（無回答）	307社	37.8%
合計	813社	

左記「その他」の主な内容は、以下のとおり。

（招集通知関連）

- ・参考書類の役員選任議案の情報充実（顔写真、選任理由、再任マーク、取締役会等の出席回数）を図った。

- ・役員選任及び役員報酬の方針並びに手続き、社外役員の独立性判断基準を掲載した。

- ・招集通知の早期発送及びweb開示を実施した。

（株主総会運営関連）

- ・第一集中日を避けて開催した。

- ・実質株主からの出席依頼に対する方針を定めた。

Copyright © 2017 SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved. 16

SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

3. CG報告書

(1) CGコードの対応状況

- すべての原則を実施(All Comply)と回答した会社は556社(31.5%)。前回調査時(2016年7月29日時点)の同一会社と比較したところ、7.1ポイント上昇した。(注) 前回調査時は431社(24.4%)
- 全ての原則においてExplainの比率が低下した。
特に、4.「取締役会の実効性評価」(補充原則4-11③)について大幅な低下が見られた。

< Explain比率が高い上位6原則>

項目	原則	今回調査		前回調査時	増減
		(社数)	(比率)	(比率)	
1 株主総会の電子行使・招集通知の英訳	補充原則1-2④	874社	49.5%	52.2%	-2.7Pt
2 英語での情報開示	補充原則3-1②	440社	24.9%	26.1%	-1.2Pt
3 経営陣報酬の現金・株式割合	補充原則4-2①	439社	24.9%	27.5%	-2.6Pt
4 取締役会の実効性評価	補充原則4-11③	389社	22.0%	37.5%	-15.5Pt
5 指名・報酬への独立社外取締役の関与	補充原則4-10①	363社	20.6%	23.3%	-2.7Pt
6 独立社外取締役の有効な活用	原則4-8	264社	15.0%	19.8%	-4.8Pt

<出所> 3月期決算会社のうち、証券取引所ウェブサイトにおいて、2016年7月30日から2017年7月11日までにCG報告書を提出した本則市場上場会社1,765社。
(東証・名証1部、2部上場会社/但し、本年度の総会後に提出した先に限らない)

(2) 任意の委員会の設置状況

CGコード ▶▶ 補充原則4-10①

	指名・報酬の 両委員会とも設置	指名委員会 のみ	報酬委員会 のみ	合計		昨年合計
				(社数)	(比率)	
東証1部	435社	14社	60社	509社	28.9%	418社
東証2部	32社	5社	12社	49社	2.8%	30社
合計	467社	19社	72社	558社	31.6%	448社

<出所> 3月期決算会社のうち、日本取引所グループウェブサイトにおいて、2017年7月11日までにCG報告書を提出した会社を対象として弊社調査。
昨年は、2016年7月10日までにCG報告書を提出した会社の状況。

5. 押さえておくべき今後の主なテーマ

(1) 「未来投資戦略2017」の取組や次期会社法改正へ向けた動き *本年6月閣議決定

- ✓ 取締役を退任した社長・CEOが就任する相談役・顧問等の氏名、役職・地位、業務内容等を開示する制度が開始。
 - ▶ 本年夏頃を目途に創設し、来年初頭を目途に実施 (CG報告書による開示)
 - ▶ 本年8月2日付けにて「CG報告書記載要領」が改訂され、2018年1月1日以降提出するCG報告書から記載可能 (対象) 上場会社の社長など経営トップを退任し、相談役・顧問等に就任している (内容) 氏名、役職、業務内容、勤務形態 (常勤・非常勤の別)、報酬の有無など、社長退任日、任期
なお、開示するかしないかは各社の任意とされる ※詳細は <http://www.jpx.co.jp/news/1020/20170802-01.html>
- ✓ 株主総会資料の電子提供制度や株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置等の議論が進展。
 - ▶ 2018年度中に法制審の答申。2019年国会審議、2020年施行の公算。

(2) 株主・投資者との建設的な対話促進を目的とした環境整備

- ✓ 本年5月29日にスチュワードシップ・コードが改訂され、機関投資家に対し議決権行使結果の開示が求められる。
 - ▶ 遅くとも本年11月末までに、改訂内容を踏まえて、機関投資家はコードの各原則 (指針を含む) に基づく公表項目を更新。
- ✓ 企業が一定の者へ提供した未公表の情報について、同時に当該情報を公表することを義務づけるフェア・ディスクロージャー制度が導入。
 - ▶ 改正金商法が本年5月24日に公布、1年以内に施行予定。

(3) 株式報酬制度の損金算入類型の明確化

- ✓ 本年度税制改正により会社側の損金算入可能な類型が整理され、本年4月1日より適用。
 - ▶ 株式報酬型ストック・オプションや業績連動給与に該当する退職給与等については、本年10月1日以後に支給または交付に係る決議 (役員報酬の具体的な内容を決定する決議または決定と解されている) をする給与について適用開始。